

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第15号	三田市福祉医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	<p>【改正趣旨】 福祉医療費助成制度及び乳幼児等・こども医療費助成制度の所得要件である市町村民税所得割額の算定に係る所得税法及び地方税法の引用条項の改正に伴い、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 地方税法（昭和25年法律第226号） 所得税法（昭和40年法律第33号）</p> <p>【改正内容】</p> <p>1 所得税法における公的年金所得控除の改正への対応 公的年金所得控除について、所得税法第35条第4項による控除額が改正されたが、医療費助成制度の資格認定に関する所得判定においては従前どおりの控除額を用いることとするため、所定の規定の整備を行うもの。</p> <p>2 地方税法の条番号がずれたことへの対応 住民税における住宅借入金等特別控除の控除可能期間について、通常10年であるところ、10%の消費税率で住宅を取得した場合にあっては13年とすることとした地方税法の改正に伴い、同法附則第5条の4の2第6項が1項繰り上がったため、同項を引用している当該条例の一部を改正するもの。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>